

令和5年5月3日

保護者の皆様

徳島県立国府支援学校長

令和5年5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症」への対応について

平素は、本校教育活動に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行します。それに伴い、学校における新型コロナウイルス感染症対策及び感染した場合の対応について、以下の通り変更されますので御確認のうえ、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- ・引き続き、適切な換気の確保や手洗い等の手指衛生や咳エチケットといった、基本的な感染症対策及び指導は継続します。
- ・学校教育活動においては、「マスクの着用」を求めないことが基本となります。ただし、登下校時に混雑した公共交通機関やスクールバスを利用する場合、医療機関や高齢者施設を訪問する場合等、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。

2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

- ・新型コロナウイルスに感染した場合は、出席停止となります。期間は「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・学校から医療機関での検査や検査キットによる自己検査をお願いすることはありません。
- ・登校するにあたり、陰性証明、治癒証明等の書類は必要ありません。
- ・濃厚接触者の特定は行われないこととなるため、同居している家族が感染した場合でも、出席停止にはなりません。しかし特別な事情がある場合はご相談ください。
- ・学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医と相談し、学級閉鎖・臨時休業の判断をすることもあります。

御家庭でお子様の健康状態を観察し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理をせずに、自宅で休養し、必要に応じて医療機関を受診してください。